

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
該当なし									

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和7年度管内技術課題検討業務 — R7.4.7～R8.3.13 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所長 三好 一喜 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所 下関市竹崎町4-6-1	R7.4.7	一般財団法人 沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋 1-14-2	2010005018571	別紙のとおり	46,816,000	46,750,000	99.86	—	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契 約 を締結した日	契 約 の 相 手 方 の商号又は名称及び住所	法人番号	一 般 競 争 入 札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予 定 価 格	契 約 金 額	落 札 率	備 考
令和7年度ドック施設点検整備外1件	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所長 三好 一喜 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所 下関市竹崎町4-6-1	R7.4.1	株式会社 ニッコウエンジニアリング 下関市彦島江の浦町 2-1-9	1250001006029	一般競争入札	7,513,000	6,600,000	87.8%	

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契 約 を締結した日	契 約 の 相 手 方 の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予 定 価 格	契 約 金 額	落 札 率	再就職の役員の数	備 考
該当なし										

(注1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 : 令和 7 年度管内技術課題検討業務
2. 履 行 場 所 : ー
3. 契 約 の 相 手 方 : 一般財団法人 沿岸技術研究センター
4. 随意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項
5. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、管内の港湾施設の技術課題に対し、技術課題に精通した学識経験者で構成する検討会を開催し、具体的な対応案等を検討・整理するものである。

(2) 理 由

本業務を円滑に遂行するためには、気候変動を踏まえた設計波の算定、係留施設の使用可否判定方策に関して幅広く知識を有し、これらの課題に対して検討、評価が行える高度な技術力や豊富な経験が必要である。

以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する適格性・迅速性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めることで、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。

建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般財団法人沿岸技術研究センターが最適であると判断されることから、上記法人と会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、随意契約を行い円滑な遂行を図るものとする。